

事務連絡
平成 23 年 3 月 22 日

各市町高齢者福祉担当課（福祉部局） 御中

保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
（公印省略）

東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等
の取扱いについて

このことについて、厚生労働省より別紙のとおり通知がありましたので送付します。
当該通知は介護サービス事業者が被災地に職員を派遣もしくは要支援者である被災者を施設の定員を超えて受け入れた場合に、一時的に人員基準等を満たすことができない場合について柔軟な取扱いを可能とする趣旨ですが、詳細は不明のため、各個別ケースについては利用者の保護等につき、十分にご配慮とご検討をいただきますようお願いいたします。